



《会計・税務の知識》消費税の経過措置について②

はじめに

安倍首相が10月1日に消費税を現行の5%から8%に引き上げることを表明しました。今後、消費税の引き上げに向けて様々な準備が必要となります。会計・税務においても同様ですが、この一環として、消費税が引き上がる平成26年4月1日をまたぐような取引のうち、特定の取引については例外規定(経過措置)が設けられており、この特定の取引を行った場合は、会計処理、税務申告等は、この経過措置を遵守して行う必要があります。今回はこの経過措置の一部を紹介します。

1. 原則的処理

まず、例外規定である経過措置を紹介する前に原則規定を紹介します。

原則的には平成26年4月1日(以下「施行日」といいます)以後に(国内において)引き渡された物品や提供されたサービスについては8%の税率が適用され、施行日前に引き渡された物品や提供されたサービスについては5%の税率が適用されます。よって施行日前に仕入れた物品を施行日以後販売した場合には課税仕入に5%の税率を適用し、課税売上には8%の税率を適用することになります。

2. 例外的処理(経過措置)

施行日をまたぐ取引のうち特定のものについては上記原則的処理を適用することはできず、例外的処理である経過措置を適用します。経過措置の例として下記3点を紹介します。

(1) 賃貸借契約に基づく取引

平成25年10月1日(以下「指定日」といいます)の前日までに締結した賃貸借契約で、次の「①及び②」又は「①及び③」の要件を満たす場合は、指定日以後に賃料の変更を行わない限り、契約期間が満了するまで5%の税率を適用します。

① 契約で貸付期間、その期間中の賃料の額が定められていること

② 事業者が事情の変更等の理由により賃料の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

③ 契約期間中に当事者がいつでも解約の申し入れを行うことができる旨の定めがないこと又は契

約期間中の賃料の合計が貸付資産の取得費の90%以上となるよう契約で定められていること

また、契約で自動延長の定めがある場合、自動延長が決定する日(解約申出期限等)が指定日の前日までに到来している場合はその自動延長期間も5%が適用されます。

(2) 電気・ガス・水道料金、電話代等

施行日前から継続して使用している電気・ガス・水道料金、電話代等は、施行日後に検針等により平成26年4月30日までに料金が確定する部分まで5%が適用されます。水道料金等で同年4月30日を超える日に検針等を行うことで施行日後初めて料金が確定する場合には、次の算式で5%適用部分と8%適用部分に期間按分します。

5%適用部分 = 施行日後初めて支払う料金

前回検針日から平成26年4月30日までの月数

×

前回検針日から施行日後初めての検針日までの月数

月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。例えば3月25日の検針後2か月後の5月25日に次の検針を行う場合、上記分数の分子も分母も2月となるため、料金全額に5%が適用されます。

なお、インターネット料金等で使用量に関係なく毎月一定額が請求されるものにはこの経過措置の適用はありません。

(3) 契約により向こう1年分を前払する保守料等

物品の引渡を伴わないサービスの提供は、サービスの提供が全て完了した日の税率を適用しますので、施行日前に保守料等を1年分前払したとしても契約によるサービス提供完了日が施行日後であればその全額に8%を適用します。但し、契約又は慣行により1年分の対価が収受され、その収受した時に費用収益を計上している場合には、収受した日の税率を適用することができるとされています(容認規定)。

結び 紙面の都合上、一部の紹介となりましたが他の経過措置にもご留意ください(担当：山田章)